

熊劳基発第62号  
平成24年5月22日

熊本産業保健推進センター 所長 殿

熊本労働局労働基準部長

### 特定健康診査等の実施に関する再協力依頼について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高齢者の医療の確保に関する法律第21条及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条において、医療保険者は、労働安全衛生法その他の法令に基づく健康診断を受診した者については、それらの健康診断を受診した事実を確認した場合は、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとすることとされており、高齢者医療確保法第27条第3項により、医療保険者から健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、当該記録の写しを提供しなければならないこととされています。

したがって、安衛法に基づく定期健康診断の実施者である事業者におかれましては、医療保険者から提供の求めがあった場合には、当該定期健康診断の結果の迅速かつ円滑な提供等医療保険者との緊密な連携・協力による事務処理が必要となります。

このような考え方から、厚生労働省では平成20年1月に「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）」を発出し、事業者の皆様に定期健康診査等の結果の医療保険者への情報提供等につき御協力をお願いしたところです。

今般、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査に関する記録の提供の義務について事業者の皆様に御理解頂きたいとの要望が医療保険者にあることを受け、下記の事項について改めて周知しますので、趣旨を御理解の上、積極的に御協力いただくとともに、貴下会員その他関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

### 記

#### 1. 医療保険者への記録の写しの提供と個人情報保護との関係

高齢者医療確保法第27条第2項及び第3項において、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安衛法その他の法令に基づき、その事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができ、これにより健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は厚生労働省令で定めるところにより、その記

録の写しを提供しなければならぬとされています。

このことから、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第1号により第三者である医療保険者への提供は制限されておらず、事業者は当該記録の写しを提供しなければならない（注1）こととなります。

（注1）事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に含まれないもの（注2）については、労働者に対して定期健康診断の結果の情報を医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ることが必要となるが、同意については、定期健康診断実施時の受診案内等への記載や健診会場での掲示等黙示によるものが含まれる。

（注2）事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に含まれないものは、業務歴、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査。（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目については、別添参照。）

## 2. 事業主の医療保険者への情報提供等による協力について

- （1）定期健康診断時の服薬歴及び喫煙歴の聴取の実施並びに医療保険者への情報提供
- （2）定期健康診断の結果の情報提供等
- （3）労働者が特定保健指導を受ける機会の拡充についての配慮等について、改めて御協力と貴下会員等への周知をお願いいたします。

**別添**

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき  
保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

		労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
	既往歴	○	□
	(うち服薬歴)	※	□
	(うち喫煙歴)	※	□
	業務歴	○	
	自覚症状	○	□
	他覚症状	○	□
	身長	○	□
	体重	○	□
	BMI	○	□
	腹囲	○	□
	視力	○	
	聴力	○	
	胸部エックス線検査	○	
	喀痰検査	○	
	血圧	○	□
貧血検査	血色素量	○	□
	赤血球数	○	□
肝機能検査	AST(GOT)	○	□
	ALT(GPT)	○	□
	γ-GT(γ-GTP)	○	□
血中脂質検査	LDLコレステロール	○	□
	HDLコレステロール	○	□
	血清トリグリセライド	○	□
血糖検査	空腹時血糖	●	□
	HbA1C	●	□
	随時血糖*	●	□
尿検査	尿糖	○	□
	尿蛋白	○	□
	心電図検査	○	□

○…労働安全衛生法の定期健康診断の必須項目

●…労働安全衛生法の定期健康診断の選択実施項目

□…高齢者医療確保法で保険者が事業者等に対して提供を求める能够な項目

※…必須ではないが、聴取の実施について協力依頼済

#原則として空腹時血糖又はHbA1Cであるが、食事摂取後に血糖検査が行われた場合には、食事から検査までの経過時間を記録する等、適正に検査結果が評価できるような配慮をすることが望ましい。

注)「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」(平成19年4月厚生労働省健康局)第2編別紙3に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に提供を求める能够な項目

貧血、20歳からの体重変化、30分以上の運動習慣、歩行又は身体活動、歩行速度、1年間の体重変化、食べ方、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望